

# 中国インターネット情報センター ドメインネーム紛争解決弁法

2002年9月25日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法

第一条 インターネットドメインネームにかかる紛争を解決するため、関連法・行政法規および『中国互聯網絡域名管理弁法』（中国インターネットドメインネーム管理弁法）の規定に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法はインターネットドメインネームの登録または使用により生じた紛争に適用される。対象となるドメインネームは中国インターネット情報センターが管理する CN ドメインおよび中国語ドメインとする。

第三条 ドメインネーム紛争は中国インターネット情報センターが認可した紛争解決機構が受理・解決する。

紛争解決機構は本弁法および『中国互聯網絡信息中心域名爭議解決弁法程序規則』（中国インターネット情報センタードメインネーム紛争解決弁法手続規則）に基づき、相応の補充規則を制定しなければならない。

第四条 紛争解決機構は専門家チームによる紛争解決制度を実施する。専門家チームはインターネットおよび関連法律知識に通じ、プロとしての高い道徳があり、独立・中立の立場でドメインネーム紛争を裁決できる専門家一名または三名で構成される。ドメインネーム紛争解決機構は申立人および被申立人が選択する際に使用する専門家名簿をオンライン方式により公表する。

第五条 いかなる機構・個人でも、他者の登録済みドメインネームと当該機構・個人の合法的權益が衝突すると判断した場合には、紛争解決機構に申立することができる。

紛争解決機構は申立受理後、手続規則の規定により専門家チームを編成し、専門家チームは本弁法および手続規則に基づき「独立・中立・迅速」の原則に従い、専門家チーム成立の日から 14 日以内にその紛争に対し裁決を行わなければならない。

第六条 ドメインネーム紛争の解決手続に使用する言語は中国語とする。但し申立人と被申立人が別途合意している場合、または専門家チームがその他の言語を使用すると決定した場合はこの限りでない。

第七条 申立人と被申立人は各自の主張について証拠を提示する責任を負う。

第八条 次の条件に当てはまる場合に申立が認められる：

(一) 被申立ドメインネームと申立人が民事権益を有する名称または標識が同一であるか、混同を招くような近似性がある場合

(二) 被申立ドメインネーム所有者がドメインネームまたはその主要部分に対し合法的な権益を有していない場合

(三) 被申立ドメインネーム所有者のドメインネームの登録・使用に悪意がある場合

第九条 被申立ドメインネーム所有者が次の状況のいずれかに当てはまる場合、その行為を悪意によるドメインネームの登録または使用とする：

(一) ドメインネームの登録または譲り受けが、売却・賃貸その他の方法で当該ドメインネームを譲渡し、不当な利益を得る目的で行われた場合

(二) 他者が合法的な権益を有する名称または標識を何度も自己のドメインネームとして登録し、他者がドメインネームの形でインターネット上でその合法的な権益を有する名称または標識を使用することを阻害した場合

(三) ドメインネームの登録または譲り受けが、申立人の名誉を損ない、申立人の正常な業務活動を妨げ、あるいは申立人との区別に混乱をきたし公衆に誤認させるために行われた場合

(四) その他悪意がある状況

第十条 申立人が同一の被申立人の複数のドメインネームに対し紛争を提出する場合、申立人または被申立人は紛争解決機構に複数の紛争を一括して一件の案件とし、同一の専門家チームが処理するよう請求できる。一括処理の可否は専門家チームが決定する。

第十一条 専門家チームがその紛争を裁決する前に、申立人または被申立人が専門家チームメンバーと相手方の当事者との間に利害関係があり、案件の公正な裁決に影響する可能性があると判断した場合には、紛争解決機構に当該専門家の回避の請求を提出することができるが、その場合回避請求提出の根拠となる具体的な事実と理由を説明し、証拠を提示しなければならない。回避の可否は紛争解決機構が決定する。

第十二条 ドメインネーム紛争解決手続中、ドメインネーム登録サービス機構が紛争解決機構の要請によりドメインネーム登録および使用に関する情報を提出する場合を除き、中国インターネット情報センターとドメインネーム登録サービス機構はいかなる身分または方式によっても紛争解決手続に参加することはない。

第十三条 専門家チームは申立人と被申立人が提供する証拠および紛争にかかわる事実に基づき、紛争の裁決を行う。

専門家チームは申立が正当であると認めた場合、登録済みドメインネームの抹消あるいは申立人への移転を裁決しなければならない。

専門家チームが申立が正当でないと認めた場合、申立の却下を裁決しなければならない。

第十四条 本弁法に基づく申立を行う前、紛争の解決手続中、あるいは専門家チームが裁決を行った後において、申立人または被申立人はいずれもその紛争について中国インターネット情報センター所在地の裁判所に提訴することができ、また協議に基づき中国の仲裁機構に仲裁を要請することができる。

第十五条 紛争解決機構がドメインネームの抹消または申立人への移転を裁決した場合、裁決が公表された日から10日以内にドメインネーム登録サービス機構はそれを執行する。但し被申立人が裁決公表の日から10日以内に、管轄権のある司法機構または仲裁機構がすでに当該紛争を受理したことを証明する有効な証拠を提出した場合は、紛争解決機構は裁決の執行を暫時停止する。

執行が暫時停止された紛争解決機構の裁決に対し、ドメインネーム登録サービス機構は状況を見て次のように処理する：

- (一) 紛争していた双方がすでに和解に達したとの証拠があれば、和解協議を行う
- (二) その起訴または仲裁申請がすでに却下または撤回されたとの証拠があれば、紛争解決機構の裁決を執行する
- (三) その司法機構または仲裁機構が判決を行い、かつすでに法的効力を発している場合は、当該判決を執行する

第十六条 ドメインネーム紛争の解決期間中および裁決の公表から10日以内は、ドメインネーム所有者は紛争状態にあるドメインネームの移転または抹消を申請できないが、但し譲り受け人が書面により紛争解決の裁決の拘束を受けることに同意した場合はこの限りでない。

第十七条 紛争解決機構は専用のインターネットサイトを設け、オンライン方式でドメインネーム紛争に関する申立を受付け、またドメインネーム紛争関連の資料を公表する。但し申立人または被申立人の請求があり、紛争解決機構が公表後に申立人または被申立人の

利益を損なう可能性があるとして認められた資料や情報は、公表しない場合もある。

第十八条 中国インターネット情報センターはインターネットやドメインネーム技術の発展、および中国の関連法・行政法規・政策の変化等の状況に基づき、本弁法を改正することができる。改正後の弁法はサイトを通じて公布し、公布の日から30日後に実施する。改正前にすでに紛争解決機構に提出されているドメインネーム紛争については新弁法を適用しない。

改正後の弁法は自動的に、ドメインネーム所有者とドメインネーム登録サービス機構との間にすでに存在するドメインネーム登録協議の一部となる。ドメインネーム所有者が紛争解決弁法またはその改正後の文書の拘束を受け入れることに同意しない場合は、速やかにドメインネーム登録サービス機構に通知しなければならない。通知受領後、ドメインネーム登録サービス機構はそのドメインネームに対するサービスを30日間留保し、30日後にそのドメインネームを抹消する。

第十九条 本弁法は中国インターネット情報センターがその解釈に責任を負う。

第二十条 本弁法は2002年9月30日より施行する。同時に旧『中文域名争議解決弁法（試行）』（中国語ドメインネーム紛争解決弁法（試行））は廃止する。

二〇〇二年九月二十五日